

📖 国家外貨管理局上海市分局による「仲介貿易外貨管理
関連問題の解釈」の公布について

2011年5月25日
第30号

企画部 調査課

2011年4月19日付で、国家外貨管理局上海市分局は「仲介貿易外貨管理関連問題の解釈」（以下は「解釈」と略称）を公布した。「解釈」は国家外貨管理局により公布された「外貨業務管理を更に強化する問題の通知」（匯發[2011]11号 以下「通知」と略称）¹にある仲介貿易外貨管理強化の関連内容に基づき、更にオペレーションにおける関連事項を明確にした。適用対象は、国家外貨管理局上海市分局が所轄範囲で仲介貿易に従事する企業である。

「解釈」は、保税監督管理地域が「通知」の適用地域から除外されると明確化した。

【「解釈」の公布背景】

人民元の切上げ予測が強まっている中、ホットマネーを含む外貨資金の中国国内への流入が加速しつつある。そのため、昨今、国家外貨管理局は一連の外貨管理強化に係わる政策調整を行ってきた。2011年3月18日付で国家外貨管理局により公布された「通知」はその一環であり、貿易与信登記管理、仲介貿易外貨管理等の方面から外貨流入への管理が強化された。

「通知」は、仲介貿易項目下の外貨管理強化により、仲介貿易項目下の不正な外貨流入を抑制することを狙っている。仲介貿易項目下の外貨収入はまず審査待ち口座へ入金、仲介貿易の対外支払をしてから人民元転/振替手続が可能、人民元転/振替手続取扱銀行にエビデンスの提出が要求された等、具体的な管理強化措置が取られた。更に、仲介貿易収入の人民元転または振替の金額が当該取引支払金額の20%以上の場合、外貨管理局への申請手続が要求された。詳細内容は下表をご参照ください。

¹ 当該通知の詳細については、当行3月31日付のBTMU (China) 「実務・制度ニュース・レター」第28号をご参照ください。

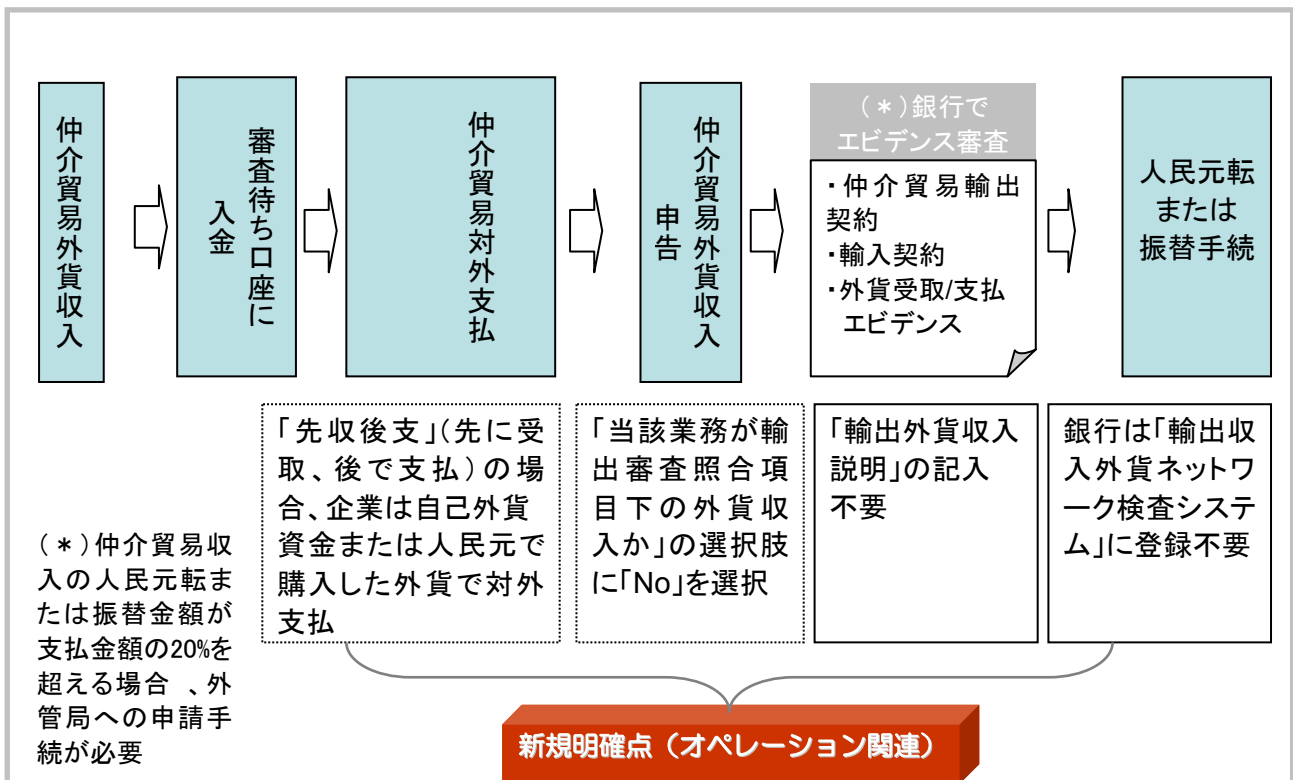
【仲介貿易外貨管理強化の内容（「通知」原文の抜粋）】

二、仲介貿易の外貨管理を強化する。仲介貿易項目下の外貨収入について、企業は対応する仲介貿易の対外支払の実施後に、当該収入を人民元転または振替できる。

- 銀行は仲介貿易の外貨収入を受取後、当該収入を企業の審査待ち口座に振り込む。
- 企業は仲介貿易の収入を人民元転または経常項目口座に振り込む際、銀行に対応する仲介貿易輸出契約、輸入契約、外貨受取及び外貨支払のエビデンスを提出しなければならない。
- 銀行は関連エビデンスを審査後に、企業のために対応する外貨の人民元転または振替手続を取扱うことができる。
- 仲介貿易収入の人民元転または振替の金額が対応する支払金額の 20%を超えた場合、企業は上述のエビデンスを持参し現地外管局に申請しなければならない。企業が現地外管局に許可を取得した後、銀行は当該企業のために対応する人民元転または振替手続を取扱うことができる。

【「解釈」の主要内容】

このたび公布された「解釈」は「通知」の要求に基づき、更にオペレーション上の関連事項を明確にした。主要内容は下表をご参照ください。



上表は「通知」と「解釈」に基づき、三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司企画部調査課作成

◆仲介貿易の対外支払関連

仲介貿易「先収後支」（仲介貿易で先に受け取った代金で当該貿易の対外支払を行う）項目下の対外支払も、企業は先に自己保有の外貨資金、また人民元の外貨転により取得した外貨で対外支払をした後、仲介貿易の外貨収入を審査待ち口座から振替/人民元転手続きができると強調した。

また、一つの仲介貿易取引が複数に分けて対外支払をする場合も、契約に基づきすべて対外支払をした後、仲介貿易の収入を振替/人民元転手続きをすることができると要求した。

◆仲介貿易収入申告関連

「当該業務は輸出審査照合項目下の外貨収入か」という選択肢に「No」を選択すると明確化した。
(現状のやり方と同様)

◆審査待ち口座の人民元転/振替関連

輸出外貨収入審査待ち口座の仲介貿易外貨収入の人民元転または振替手続きをする場合、「輸出外貨収入説明」を提供する必要がないと明確化した。

◆検査システム関連

銀行は企業の仲介貿易に関わる外貨収入に対して審査待ち口座資金から人民元転もしくは振替手続きの際は、「輸出収入外貨ネットワーク検査システム」に登録する必要はないと明確化した。

上述のように、国家外貨管理局上海市局が公布した当該「解釈」は政策調整ではなく、上海市に適用するオペレーション関連事項を更に明確化したもので、その他の地域における「通知」の適用については、それぞれ所在地の外貨管理局に確認する必要があると思われる。

以上

以下は中国語原文と日本語仮訳である。

中国語原文	日本語仮訳
<p style="text-align: center;">关于转口贸易外汇管理有关问题的解释</p> <p>一、新政要求出待核查账户时审核付汇凭证，如客户除了该笔转口贸易收汇，没有其他自有资金可用于付汇，银行是否认可可以审核客户转口贸易项下的汇款申请书和相关付汇单据，并将汇款申请书作为付汇凭证，为客户办理待核查账户资金的划转，资金转入经常项目账户后于当日即办理转口贸易付汇。由于从事先收后支转口贸易的企业通常用转口的收入款进行该笔项下对外支付，而不会用自有外汇资金垫付，如必须先用自有资金支付后才能动用收入款无意有违商业惯例，对缺少自有资金的客户则面临停止转口贸易业务的困境。</p> <p>答：按《关于进一步加强外汇业务管理有关问题的通知》（汇发〔2011〕11号，以下简称《通知》）第二条规定：转口贸易先收后支项下，企业以自有外汇资金或人民币购汇对外支付后，转口贸易外汇收入才能按规定从待核查账户中划转/结汇。</p> <p>二、目前办理转口贸易收入申报时，“本笔是否为出口核销项下收汇”中勾选“否”，新政实施后是否应改为勾选“是”？</p> <p>答：企业进行转口贸易外汇收入申报时，在“是否核销（查）”中勾选“否”。</p> <p>三、客户申请待核查账户资金的结汇或划转时，是否需要填写《出口收汇说明》？如不需提供《出口收汇说明》，则银行没有凭以为客户办理资金划出的凭证；如需提供《出口收汇说明》，收汇类型是否选择“无货物报关项下”？</p> <p>答：企业按规定办理出口收汇待核查账户中转口贸易外汇收入的结汇或划转手续时，无需填写</p>	<p style="text-align: center;">仲介貿易外貨管理関連問題の解釈</p> <p>一、新政策は審査待ち口座から資金を振り替える際、外貨支払の関連エビデンスを審査しなければならないと要求したが、もし当該仲介貿易収入を除き、ほかの支払用自己資金を有しない場合、銀行は仲介貿易項目下の送金申請書と関連エビデンスを審査し、送金申請書を外貨支払のエビデンスとして、顧客に審査待ち口座の資金振替手続を行い、資金を経常項目口座に振り込んだ後、当日中に仲介貿易の外貨支払手続を取り扱うことができるか。仲介貿易に従事する企業は通常仲介貿易の収入を使用し当該取引の対外支払を行い、自己資金で立替払いをしない。もし自己資金で支払わないと収入代金を利用できない場合、故意ではないものの商業慣例に違反することとなり、自己資金が足りない顧客が仲介貿易業務停止の苦境に追い込まれる。</p> <p>答：「外貨業務管理を更に強化する問題の通知」（匯発【2011】11号、以下は「通知」と略称）の第二条に基づき以下の通り規定した：仲介貿易「先収後支」（仲介貿易の受取代金で当該取引の対外支払）項目下、企業は自己資金または人民元の外貨転で取得した外貨で対外支払を行った後、仲介貿易の外貨収入は審査待ち口座から振替/人民元転をできる。</p> <p>二、現在、仲介貿易の収入申告をする際、「当該業務は輸出審査照合項目下の外貨収入か」という選択肢に「No」を選択するが、新政策の実施後、「Yes」に変更すべきか。</p> <p>答：企業は仲介貿易の外貨収入申告をする際、「審査照合可否」に「No」を選択する。</p> <p>三、顧客は審査待ち口座の資金の人民元転または振替を申請する際、「輸出外貨収入説明」を記入する必要があるか。提供しない場合、銀行が顧客に振替える根拠となるエビデンスはない。提供する場合、受取外貨の種類は「無貨物通関申告項目下」を選択すべきか。</p> <p>答：企業は規定に基づき、輸出外貨収入審査待ち口座の仲介貿易外貨収入の人民元転または</p>

《出口收汇证明》。

四、銀行在办理转口贸易收入从待核查账户资金结汇或划转前，是否需要登录核查系统？如是，是否在“无关单收汇金额登记”界面，按“其他”的类型记录对应的金额？

答：銀行为企业办理转口贸易外汇收入从出口收汇待核查账户划转或结汇手续时，无需登录“出口收汇联网核查系统”。

五、新政要求銀行在办理转口贸易收入从待核查账户资金结汇或划转时，审核转口贸易收入结汇或划转金额是否超过相应支出金额 20%，如遇客户一笔收汇、分笔付汇的情况，銀行是否可以根据每笔付汇金额的 120%从待核查账户内划出资金，直到该笔转口收入款全部划出为止？举例如下：

转口收汇 100 万美元，入待核查账户

转口支付日期	支付金额	支付后从待核查账户划出收入款金额
T	20	24
T+1	30	36
T+2	30	36
T+3		4
总计	80	100

答：转口贸易先收后支项下，企业按相应转口贸易进口合同约定全额对外支付后，转口贸易外汇收入才能按规定从待核查账户中划转/结汇。如分笔对外支付，则相应进口合同执行完毕后，转口贸易外汇收入才能按规定划转/结汇。

六、新政是否同样适用于区内企业和跨境贸易人民币结算？

振替手続を行う場合、「輸出外貨収入説明」を記入する必要がない。

四、銀行は仲介貿易収入を審査待ち口座から人民元転または振替手続を行う場合、検査システムに登録する必要はあるのか。必要な場合、「通関申告書のない外貨収入金額登記」画面において、「その他」の部類に対応する金額を記録するのか。

答：銀行は企業の仲介貿易外貨収入に対して審査待ち口座資金から人民元転もしくは振替手続する際は、「輸出収入外貨ネットワーク検査システム」に登録する必要はない。

五、新政策は銀行に対し、仲介貿易収入を審査待ち口座から人民元転または振替手続を行う際、当該金額が支払金額の 20%を超過しているか審査するよう要求しているが、顧客が 1 件の外貨収入を複数回に分けて対外支払する場合、銀行は 1 回ごとの対外支払金額の 120%に基づき、審査待ち口座から資金を振替払出し、当該仲介貿易収入資金の払出が終わるまで行うのか。例は以下の通り：

仲介貿易に関わる収入外貨 100 万米ドル、審査待ち口座に入金

仲介貿易支払日	支払金額	支払後の審査待ち口座より払出を行う受取外貨金額
T	20	24
T+1	30	36
T+2	30	36
T+3		4
合計	80	100

答：仲介貿易の「先収後支」項目下、企業は対応する仲介貿易輸入契約にある全額対外支払後、仲介貿易に関わる外貨収入を規定に基づき、審査待ち口座からの振替/人民元転を行うことができる。複数に分けて対外支払をする場合、対応する輸入契約の執行完了後、仲介貿易の外貨収入は規定に基づき振替/人民元転を行うことができる。

六、新政策は区内企業およびクロスボーダー人

<p>答:保税监管区域内企业不适用《通知》。转口贸易项下出口合同的外汇收入须进入出口收汇待核查账户。</p> <p>七、转口贸易的收、付汇是否必须在同一家银行的同一网点办理? 答:《关于进一步加强外汇业务管理有关问题的通知》对此没有特别规定。</p> <p>八、在办理从待核查账户转出收入款后,银行是否须在付汇凭证上批注“已从待核查账户转出xxx”,以控制同一张付汇凭证不会用来重复办理待核查账户中款项的转出。</p> <p>答:为控制风险,银行可以按上述操作流程为企业办理划转手续。</p> <p>联系人: 罗瑛 鄢晓明 杨韵文 联系电话: 58845510 58845271 58845257</p> <p>上海市分局 2011-4-19</p>	<p>民元決済に適用するのか。 答:保税監督管理地域内の企業には「通知」は適用しない。仲介貿易の輸出契約に関する外貨収入は、輸出受取外貨の審査待ち口座に入金しなければならない。</p> <p>七、仲介貿易の外貨受取、支払は同じ銀行の同じ支店で手続しなければならないのか。 答:「外貨業務管理を更に強化する問題の通知」に、これにつき特別に規定されていない。</p> <p>八、審査待ち口座から収入資金の振替払出手続後、銀行は対外支払エビデンスに「審査待ち口座より xxx 振替払出済」と注記することで、同一の対外支払エビデンスを利用した審査待ち口座内代金の重複した振替払出をコントロールしなければならないのか。 答:リスクコントロールのため、銀行は上記の操作手順により、企業のために振替手続を行うことができる。 担当者: 羅瑛、鄢晓明、楊韻文 連絡先電話番号: 58845510、58845271、58845257</p> <p>上海市分局 2011年4月19日</p>
---	--

【日本語仮訳: 三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司企画部調査課】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくごお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司企画部調査課

北京チーム: 北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先: 邢燕燕 TEL010-6590-8888 ext. 233
上海チーム: 上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亞大厦20階 照会先: 張亜秋 TEL021-6888-1666 ext. 4250
丁海聡 TEL021-6888-1666 ext. 4255